

(別紙1)

就労移行支援体制加算及び目標工賃達成加算の要件等について

1 就労移行支援体制加算

(1) 就労移行支援事業所

指定就労移行支援事業所等における指定就労移行支援等を受けた後就労し(第13の1の注2又は注3に規定する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。)、指定就労移行支援等のあった日の属する年度の前年度において、イからハまでに掲げる期間継続して就労している者又は就労していた者の数を当該指定就労移行支援事業所等の指定就労移行支援等に係る利用定員で除した数がそれぞれの期間ごとの(1)から(5)までのいずれかに該当する場合、1日につきイからハまでの所定単位数を加算する。

イ 就労を継続している又は継続していた期間(以下「就労継続期間」という。)が6月以上12月未満の者

- (1)利用定員のうち就労継続期間が6月以上12月未満の就労定着者が100分の5以上100分の15未満の場合 29 単位
- (2)利用定員のうち就労継続期間が6月以上12月未満の就労定着者が100分の15以上100分の25未満の場合 48 単位
- (3)利用定員のうち就労継続期間が6月以上12月未満の就労定着者が100分の25以上100分の35未満の場合 71 単位
- (4)利用定員のうち就労継続期間が6月以上12月未満の就労定着者が100分の35以上100分の45未満の場合 102 単位
- (5)利用定員のうち就労継続期間が6月以上12月未満の就労定着者が100分の45以上の場合 146 単位

ロ 就労継続期間が12月以上24月未満の者

- (1)利用定員のうち就労継続期間が12月以上24月未満の就労定着者が100分の5以上100分の15未満の場合 25 単位
- (2)利用定員のうち就労継続期間が12月以上24月未満の就労定着者が100分の15以上100分の25未満の場合 41 単位
- (3)利用定員のうち就労継続期間が12月以上24月未満の就労定着者が100分の25以上100分の35未満の場合 61 単位
- (4)利用定員のうち就労継続期間が12月以上24月未満の就労定着者が100分の35以上100分の45未満の場合 88 単位
- (5)利用定員のうち就労継続期間が12月以上24月未満の就労定着者が100分の45以上の場合 125 単位

ハ 就労継続期間が24月以上36月未満の者

- (1)利用定員のうち就労継続期間が24月以上36月未満の就労定着者が100分の5以上100分の15未満の場合 21 単位
- (2)利用定員のうち就労継続期間が24月以上36月未満の就労定着者が100分の15以上100分の25未満の場合 34 単位

(3)利用定員のうち就労継続期間が24月以上36月未満の就労定着者が100分の25以上100分の35未満の場合51単位

(4)利用定員のうち就労継続期間が24月以上36月未満の就労定着者が100分の35以上100分の45未満の場合73単位

(5)利用定員のうち就労継続期間が24月以上36月未満の就労定着者が100分の45以上の場合105単位

(2) 就労継続支援(A型、B型)事業所

指定就労継続支援等のあった日の属する年度の前年度において、指定就労継続支援事業所等における就労継続支援等を受けた後就労し、6月を超える期間継続して就労している者が、当該就労継続支援事業所等の就労継続支援事業等に係る利用定員の100分の5を超える場合に、1日につき所定単位数を加算する。

① 就労継続支援(A型) 26単位

② 就労継続支援(B型) 13単位

2 目標工賃達成加算【就労継続支援B型事業所のみ算定可能】

(1) 目標工賃達成加算(I)

以下の①から④までのいずれにも該当するもの(69単位/日)

①当該前年度における地域の最低賃金の2分の1に相当する額を超えていること。

【参考】大分県最低賃金 677円(平成26年10月4日発効)

②指定就労継続支援B型事業所等が、「指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成24年大分県条例第62号)に関する規定により大分県知事に届け出た工賃の目標額を超えていること。

〔平成24年5月8日付け障福第412号福祉保健部障害福祉課長通知
「工賃向上計画の作成について」により報告した目標工賃額〕

③指定就労継続支援B型事業所等が、大分県において作成した「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成し、計画に基づく取組を実施していること。

④前年度の工賃実績が前々年度の工賃実績以上であること(経済状況等によって低下する場合を除く。)

(2) 目標工賃達成加算(II)

以下の①から④までのいずれにも該当するもの(59単位/日)

①当該前年度における地域の最低賃金の3分の1に相当する額を超えていること。

【参考】大分県最低賃金 677円(平成26年10月4日発効)

②指定就労継続支援B型事業所等が、「指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成24年大分県条例第62号)に関する規定により大分県知事に届け出た工賃の目標額を超えていること。

〔平成24年5月8日付け障福第412号福祉保健部障害福祉課長通知
「工賃向上計画の作成について」により報告した目標工賃額〕

③指定就労継続支援B型事業所等が、大分県において作成した「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成し、計画に基づく取組を実施していること。

④前年度の工賃実績が前々年度の工賃実績以上であること（経済状況等によって低下する場合を除く。）。

（３）目標工賃達成加算（Ⅲ）

以下の①から③までのいずれにも該当するもの（32単位／日）

①当該前年度における大分県の施設種別平均工賃を超えていること。

【参考】平成25年度就労継続支援B型事業所平均工賃 月額 13,684円
時間額 189.9円

②指定就労継続支援B型事業所等が、大分県において作成した「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成し、計画に基づく取組を実施していること。

③前年度の工賃実績が前々年度の工賃実績以上であること（経済状況等によって低下する場合を除く。）。

目標工賃達成加算（Ⅲ）の4月分の請求について

加算対象に該当すると見込まれる場合の4月実績の請求にあたっては、以下の手順にて請求等を行って下さい。

1 障害福祉課に平成27年4月15日（水）【消印有効】までに変更届を提出すること。

※提出書類

- （1）変更届出書（様式14号の6）
- （2）介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- （3）介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）
- （4）目標工賃達成加算シート（別紙14）
- （5）工賃向上計画シート ※県に提出済の書類の写し
- （6）工賃向上計画の実施状況

2 目標工賃達成加算（Ⅲ）に該当すると見込まれる場合は、加算を算定して4月実績を国民健康保険団体連合会へ請求（5月10日まで）

3 県のホームページで県の平均工賃額を公開（8月上旬を予定）

4 3の平均工賃額により、当該加算に該当しなかった場合には、県に報告の上、市町村へ過誤調整をすること。

※提出書類の様式については、こちらからダウンロードできます。

<http://www.city.oita.oita.jp/www/contents/1355813983128/index.html>